

# 主婦年金追納法案について

平成23年11月22日

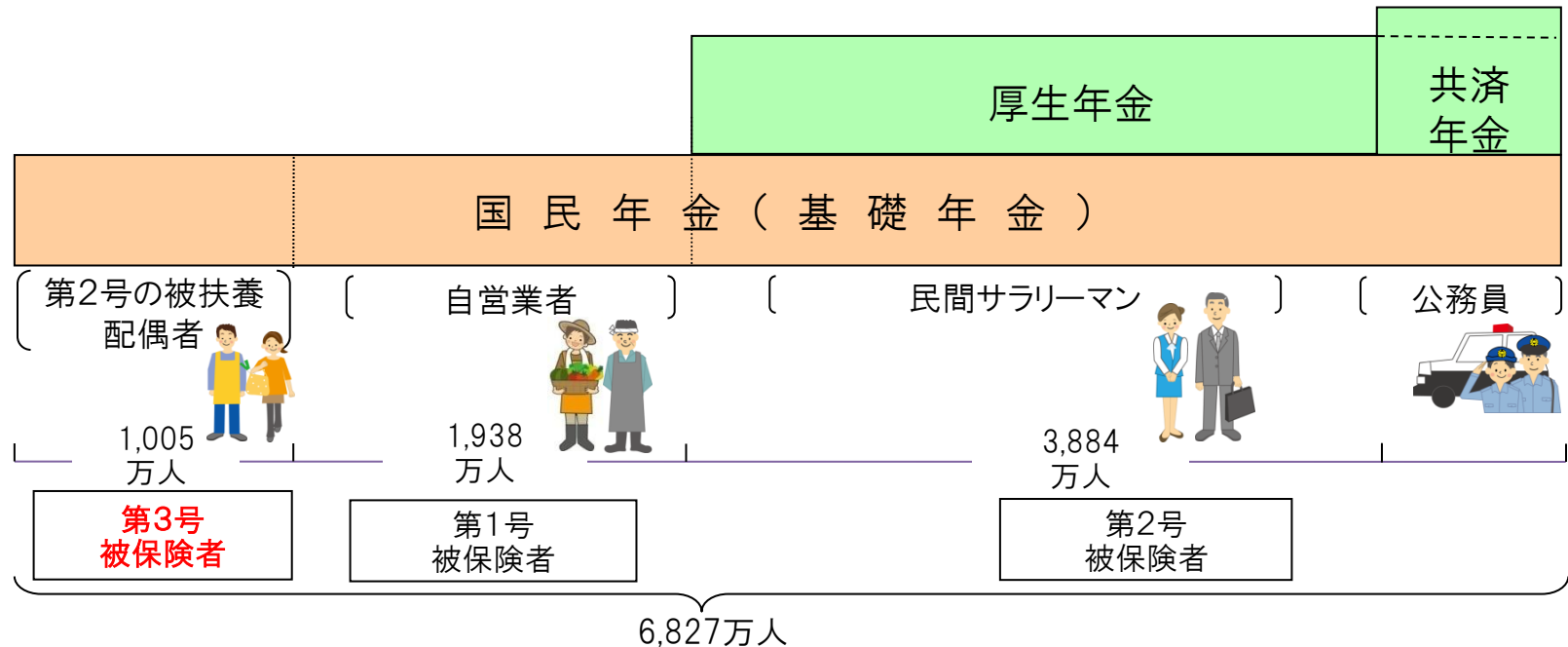
厚生労働省年金局

## 第3号被保険者記録不整合問題の概要

- 年金制度においては、20歳から60歳のすべての人が、第1号・第2号・第3号のいずれかの被保険者となる。このうち、サラリーマンの被扶養配偶者(専業主婦)は、保険料を納める必要のない第3号被保険者となる(下図)。
- ただし、こうした人は、配偶者(夫)が脱サラして自営業になったときなど、第3号被保険者ではなくなった場合には、届出を行った上で、第1号被保険者として自分で保険料を納める義務が生じる。
- しかしながら、過去にこの必要な届出を行わなかったために、実態は第1号被保険者になったのにもかかわらず、年金記録上は第3号被保険者のままとされている期間(不整合期間)を有する人が多数存在しているという問題が判明。早急な解決を求められている。

(参考1) 厚生労働省の粗い推計によると、不整合期間を有し年金額に影響があると考えられる年金受給者は、5.3万人  
 ※ これらの人の平均不整合期間は、6.8月 [年金額換算：約900円/月]  
 不整合期間を有し年金額に影響があると考えられる被保険者は、42.2万人  
 過去に不整合期間を訂正し、正確な記録による年金額となっている年金受給者は、50.3万人  
 ※ これらの人は、年金受給開始前に記録が訂正され、不整合記録による過払いは発生していないのが一般的

(参考2) 上記5.3万人の有する不整合記録の約8割が第3号被保険者制度創設(昭和61年)からの12年間に発生しているものと推計。



## 第3号被保険者記録不整合問題の検討経過

平成21年

11月

旧社会保険庁職員アンケートで不整合記録問題の存在が判明

平成22年

3月

「運用3号」取扱の方針を決定

12月15日

「運用3号」通知発出

平成23年

1月1日

「運用3号」取扱を実施

2月16日

総務省「年金業務監視委員会」厚労省ヒアリング（運用3号の取扱について） 2月28日も実施

【国会でも「運用3号」取扱に関する批判的な指摘が相次ぐ】

2月24日

「運用3号」の対応を当面保留

3月8日

総務省「年金業務監視委員会」意見書 →

- 「運用3号」は廃止し、公平・公正な対策を検討し、必要な立法措置を講ずるべき
- 「運用3号」取扱の下で既に年金を裁定済みの者については裁定の取消等の措置を検討すべき

[参考事項]

- 時限立法によって、保険料について幅広く特例納付を認めることや、保険料未納期間を「カラ期間」として保険加入期間に算入することを認める等の措置をとること

厚労大臣が「抜本改善策案の方向性」を公表  
「運用3号」通知の廃止

4月5日～

社会保障審議会「第3号被保険者不整合記録問題対策特別部会」（5月20日に報告書を取りまとめ）  
年金業務監視委員会の意見書を資料として提出

4月14日～

民主党厚生労働部門会議「年金第3号被保険者問題WT」（5月10日に意見書を取りまとめ）  
年金業務監視委員会の意見書を資料として提出、総務省からもヒアリング

6月30日～

厚生労働省「第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議」（継続中）

10月13日

10月28日

11月1日

民主党厚生労働部門会議（法案について討議）

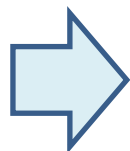
民主党政調役員会

11月22日

法案閣議決定

# 今回、特別措置を講じる理由

- 記録が未訂正の受給者 約5万人、被保険者 約42万人という極めて多くの人について、影響を及ぼす問題であること
- 今後、行政側からのアプローチ等により記録訂正を進めると、思いもよらずに年金が減額されるなど、多くの受給者に大きな不利益が生じること
- 裁定時の記録確認が必ずしも適切に行われていなかった等、行政の取組が必ずしも十分でなかった面があること

 現行の法令通りに処理すればよいという問題ではなく、何らかの特別措置が必要とする問題(=特別の法案を提出)

# この法案の目的

## (主婦年金追納法案)

- 過去の不整合記録が見つかったても、現行法では保険料を納めることができなかった期間について、保険料の追納を可能とし、促進すること
- 過去の不整合記録を正しく直していくこと
- 保険料の追納ができない場合でも、高齢者の生活の安定が損なわれないよう、配慮措置を講じること

# 国民年金法の一部を改正する法律案（主婦年金追納法案）の骨子

## <趣旨>

国民年金の「第3号被保険者記録不整合問題」に対処するため、不整合期間について、老齢基礎年金の受給資格期間に算入することができる期間とするほか、本人の希望により当該不整合期間に係る保険料を納付することを可能とすることに加え、現に年金を受給している人への配慮措置を講じる。

※ 不整合期間とは、第3号被保険者として記録されていた期間のうち、その後、第1号被保険者期間に記録が訂正された期間であって、訂正時に保険料の徴収時効が成立しているものをいう。

## 1. 不整合期間の受給資格期間への算入

- これまでに記録訂正された人も、これから記録訂正される人も、不整合期間を年金の受給資格期間(25年)に算入することにより、無年金となってしまうことを避けることができる。

## 2. 不整合期間に係る保険料の特例追納（3年間の時限措置）

- これまでに記録訂正された人も、これから記録訂正される人も、過去10年間にある不整合期間(60歳以上の人は、50歳から60歳であった期間)について、保険料の追納ができるようになる。

## 3. 不整合期間に基づく老齢基礎年金を受給している人への配慮措置

- 現に老齢年金を受給している人については、特例追納の納付期限日以降、
  - ・ これから支給する分の年金額を追納状況に応じた年金額まで減額する。
  - ・ ただし、減額は、現に受給していた年金額の10%を上限とする。
- ただし、いわゆる「運用3号」通知により裁定を受け、現に老齢年金を受給している人については、施行日以降の年金額を、訂正後の記録に基づく年金額まで減額する。

## 4. 障害年金又は遺族年金を受給している人の受給権の維持

- 現に障害年金又は遺族年金を受給している人の年金について、受給権を維持するための措置を講ずる。

## 5. 記録の不整合の再発防止策

- 第3号被保険者でなくなった旨の情報を、事業主経由で、日本年金機構が入手できるようにする。

## 第3号被保険者の不整合記録の状況について（粗い推計）

### 1 不整合記録を有する対象者数等について

- 第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更した者の昭和61年度からの累計

1, 913万人

(注) 昭和61年度から平成21年度までの第3号被保険者数の累計に、直近5ヶ年の平均種別変更割合(約7%)を乗じて算出。

- 現在、不整合記録を有する対象者数

〔 不整合記録を有し、年金額に影響があると考えられる者 (右の内数) 〕      〔 不整合記録を有する者 〕

全体	<u>47.5万人</u>	97.4万人
受給者	5.3万人	14.3万人
被保険者等	42.2万人	83.1万人

(注1) 日本年金機構の社会保険オンラインシステムの中から抽出した不整合記録を有する者のデータ等を用いて取り急ぎ粗い推計を行ったもの。

(注2) 不整合月数が1ヶ月以上のものは年金額に影響があると考えられる。なお、不整合月数とは、本来ならば第1号被保険者として記録すべきところ、第3号被保険者として記録されている月数のことをいう。ただし、直近2年の間にある当該月数を除く。

- 過去に2年以上遡って不整合記録を訂正し、年金額に影響があると考えられる者の昭和61年度からの総数

全体	<u>117.6万人</u>
受給者	50.3万人
被保険者等	67.3万人

(注) 日本年金機構の社会保険オンラインシステムの中から抽出した過去2年以上遡って記録を第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更した者の数である。

### 2 不整合記録を有し、年金額に影響があると考えられる者の不整合月数について

受給者	一人あたりの不整合月数	<u>約6.8月</u>
	不整合月数が最も長い者の不整合月数	<u>128月</u>
被保険者等	一人あたりの不整合月数	<u>約23.5月</u>
	不整合月数が最も長い者の不整合月数	<u>224月</u>

(注1) 日本年金機構の社会保険オンラインシステムの中から抜き出した本人と配偶者の年金記録が不整合となっているケースのデータを用いて取り急ぎ粗い推計を行ったもの。

(注2) 年金額への影響の有無の考え方等については、上記の(注2)と同じ。

## 不整合記録を有する年金受給者の不整合記録の開始年度別状況(粗い推計)

不整合開始年度	割合	人数
昭和61年度	21.6%	約11,400人
昭和62年度	7.5%	約4,000人
昭和63年度	6.6%	約3,500人
平成元年度	10.8%	約5,700人
平成2年度	3.3%	約1,800人
平成3年度	3.7%	約2,000人
平成4年度	1.2%	約700人
平成5年度	1.2%	約700人
平成6年度	0.4%	約200人
平成7年度	2.9%	約1,500人
平成8年度	7.1%	約3,700人
平成9年度	10.8%	約5,700人
平成10年度	5.4%	約2,900人
平成11年度	5.4%	約2,900人
平成12年度	2.9%	約1,500人
平成13年度	2.5%	約1,300人
平成14年度	0.8%	約400人
平成15年度	2.5%	約1,300人
平成16年度	1.2%	約700人
平成17年度	1.2%	約700人
平成18年度	0.4%	約200人
平成19年度	0.4%	約200人
平成20年度	0.0%	約0人
平成21年度	0.0%	約0人
計	100.0%	約5.3万人

(注1)平成23年4月に公表した日本年金機構の社会保険オンラインシステムの中から抜き出した不整合記録を有する者のデータ等を用いた粗い推計をもとに作成。

(注2)5.3万人の受給者は、不整合月数が1か月以上あり年金額に影響があるものとして推計し、公表しているもの。

(注3)

・昭和63年度以降、配偶者が厚生年金の場合で不整合記録が生じている者など、一定程度、種別変更の届出を勧奨。

・平成10年度以降は、次の①と②の情報に基づき、不整合記録が生じている者を把握して種別変更の届出を勧奨。

(現在の勧奨対象者と同範囲の勧奨を開始)

①配偶者が第2号被保険者でなくなったことに関する情報

②本人が被扶養配偶者でなくなったことに関する情報

・平成17年度以降は、勧奨状を送付した後にも届出がない者に対し、職権により種別変更を実施。



平成23年1月1日から2月24日までの間に裁定を行った者のうち、「運用3号」による取扱いの対象となる期間を有している者の状況について

- 平成23年2月24日までに裁定を行った方のうち、「運用3号」による取扱いの対象となる期間を有する者 1,314人
- 1,314人のうち、不整合月数（注）が1月以上あり、年金額に影響があると考えられる者 988人
- 988人のうち、不整合期間を含み現に年金額を高く支払っている者 306人  
(平成23年4月定期支払時点)

(注) 不整合月数とは、本来ならば第1号被保険者として記録すべきところ、第3号被保険者として記録されている月数のことをいう。ただし、直近2年の間にある当該月数を除く。